

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全施設等整備事業（視距改良）					
地区名	一般県道大府常滑線					
事業箇所	大府市桜木町					
事業のあらまし	一般県道大府常滑線は大府市から知多市を經由して常滑市に至る知多半島北部の主要道路である。当該区間は大府市の国道155号と東海市の主要地方道名古屋半田線を結ぶ一部区間で東海市との市境に位置している箇所です。途中にあるカーブ区間において道路の南側が高台となっているため見通しが非常に悪く、また、県道に歩道が無いので自転車歩行者にとっても非常に危険な状況となっており、本区間の視距を改良し交通の安全性を向上するものです。					
事業目標	【達成（主要）目標】 歩行者・自転車交通の安全性の向上 死傷事故件数の削減 【副次目標】 （事前評価時に設定した場合、記載する） なし					
事業費	事業費		内訳			
	1.3億円		■工事費0.80億円、■用補費0.45億円、■その他0.05億円			
事業期間	採択年度	平成18年度	着工年度	平成18年度	完成年度	平成20年度
事業内容	視距改良 L=330m w=11.75m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	【達成状況】 交差点が改良され、歩行者・自転車の安全性も向上した 死傷事故件数が2件（H14～H17）から0件（H20～H23）に減少 【達成状況に対する評価】 死傷事故件数が減少し、目標は達成された。				
	2) 副次目標の達成状況	【達成状況】 なし 【達成状況に対する評価】 なし				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	主要目標が概ね達成でき、今後の事業評価は必要ない。					
改善措置の必要性	特になし。					
同種事業に反映すべき事項	特になし。					